

視覚障がい者向け

大府市障がい福祉制度ハンドブック

掲載内容は、令和6年4月現在の情報です。

今後変更となる場合がありますので、利用する際は、
各窓口にお問い合わせください。

大府市役所

高齢障がい支援課 障がい福祉係

〒474-8701

大府市中央町五丁目70番地

電話 0562-47-2111 (代表)

内線 364、365

FAX 0562-47-3150



主なサービス一覧

○・・・該当

※・・・その他の条件あり

	特別障害者手当	障害児福祉手当（二十歳未満）	理髪サービス	福祉タクシー料金の助成	寝具のクリーニング	遺児手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当（二十歳未満）	心身障害者扶養共済制度
ページ	5	6	6	7	7	8	8	9	9
1級	※	※	○	※	※	※	※	○	○
2級	※	※	○	※	※	※	※	○	○
3級								○	○
4級									
5級									
6級									

	在宅重度障害者手当	配食サービス	住宅改修費の補助	後期高齢者福祉医療費助成制度	障がい者医療費助成制度	心身障害者扶助料	ふれあいバス（循環バス）	障がい福祉サービス	日中一時支援
ページ	10	10	11	12	13	14	15	16	17
1級	○	※	※	○	○	○	○	○	○
2級	○	※	※	○	○	○	○	○	○
3級	※	※	※	○	○	○	○	○	○
4級						○	○	○	○
5級						○	○	○	○
6級						○	○	○	○

	NHK受信料	補装具費の助成	日常生活用具費の助成	有料道路通行料金の割引	自動車運転免許取得費の助成	自立支援医療（更生医療）	地域活動支援センター	地域活動支援センター（個別給付）	自動車税及び自動車取得税の減免
ページ	17	18	19	19	20	20	21	22	23
1級	※	※	※	○	※	※	○	※	※
2級	※	※	※	○	※	※	○	※	※
3級	※	※	※	○	※	※	○	※	※
4級	※	※	※	○	※	※	○	※	※
5級	※	※	※	○	※	※	○	※	※
6級	※	※	※	○	※	※	○	※	※

◎ 1 級、2 級の方のみ

特別障害者手当等（国の制度）

<p>①特別障害者手当</p> <p>20 歳以上で精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方</p>	<p>②経過的福祉手当</p> <p>20 歳以上で従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害者基礎年金及び特別障害者給付金のいずれも受給していない方</p>
<p>月額 28,840 円</p>	<p>月額 15,690 円</p>
<p>身体障がい 1,2 級で IQ35 以下の方</p> <p>①特別障害者手当 6,850 円</p> <p>②経過的福祉手当 6,900 円</p> <p>身体障がい 1,2 級の方または IQ35 以下の方</p> <p>①特別障害者手当 1,050 円</p> <p>②経過的福祉手当 1,150 円</p> <p>●所得制限あり</p> <p>●施設入所者、3か月越えの長期入院は除く</p>	
<p>〈支給月〉 2月、5月、8月、11月</p>	

障害児福祉手当（国の制度）

20歳未満で身体障がい1級（2級の一部含む）、IQ20以下の方
上記と同程度の障がい又は病状で常時介護が必要な方

月額 15,690 円

身体障がい1,2級でIQ35以下の方 月 6,900 円

身体障がい1,2級の方またはIQ20以下の方 月 1,150 円

●所得制限あり

●施設入所者除く

〈支給月〉 2月、5月、8月、11月

理美容サービス（年6回以内）

障がいなどのために理容所または美容所へ行くことが困難な在宅の方が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理髪サービスを提供します。

〈対象〉 在宅で生活している身体障害者手帳 1～2 級の方

○ 1 回の利用につき、1,500 円の自己負担があります。

福祉タクシー料金の助成

重度の身体障がい、知的障がいのある方がタクシー（リフト付含む）を利用する場合、初乗り料金（リフト付タクシーは1回あたり3,300円まで）を助成します。※高齢者制度優先

○身体障害者手帳 1～2級の方

○療育手帳 A 判定の方

●入院中、施設入所中の方は利用できません。

●自動車税減免制度を受けている方は利用できません。

〈持ち物〉障がい者手帳

寝具のクリーニング

在宅で生活している重度の障がいのある方に対して、寝具（ふとん・毛布）のクリーニング、乾燥を行います。

〈対象〉所得税非課税で身体障害者手帳 1～2級の方

または 療育手帳 A 判定の方

○月に1回、4枚以内の実施になります。

遺児手当

18歳以下の児童を持ち、かつ本人または配偶者に 重度の障がい（身体障がい1,2級相当）がある方
【県の制度】児童1人 月額（最高）4,350円 【市の制度】児童1人 月額（最高）3,500円
●所得制限あり、支給期間 最高5年 ●施設入所者、公的年金受給者は除く
〈支給月〉【県の制度】奇数月 【市の制度】5月、11月
【問い合わせ】こども若者女性課 TEL: 45-6229

児童扶養手当（国の制度）

18歳以下の児童を持ち、かつ本人または配偶者に 重度の障がい（身体障がい1,2級相当）がある方
児童1人 月額（最高）44,140円 児童2人 加算額（最高）10,420円
●所得制限あり、3人目以降1人増すごとに最高6,250円加算 ●施設入所者、障害年金以外の公的年金受給者は除く
〈支給月〉奇数月
【問い合わせ】こども若者女性課 TEL: 45-6229

◎1～3級の方が利用できます。

特別児童扶養手当（国の制度）

20歳未満の身体障がい1,2級 程度、または療育手帳A判定の 方の保護者	20歳未満の身体障がい3,4級 程度、または療育手帳B判定程 度の方の保護者
月額 55,350 円	月額 36,860 円
所定の診断書が必要となる場合がございます。 療育手帳C判定の発達障がいの児童も対象になることがありま す。詳しくは、お問い合わせください。 ●所得制限あり ●施設入所者は除く ◎認定までに3～4か月お時間がかかります。	
〈支給月〉 4月、8月、11月	



心身障害者扶養共済制度

加入者（保護者）が一定期間掛金を掛けたあと、死亡や重度の障がいを負った場合に障がいのある方に終身年金を支給します。

〈支給額〉 1口につき月額2万円（2口まで加入できます。）

〈対象〉 加入者（保護者）の年齢（加入年の4月1日現在）が
65歳未満の方

◎毎月の掛金は、加入時の年齢により異なります。

在宅重度障害者手当（県の制度）

1,2級の身体障がい者・児で
療育A（IQ35）以下の方

身体障がい者1,2級の方
身体障がい者3級で療育Bの方

月額 15,500 円

月額 6,750 円

- 所得制限あり
- 特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当の受給者、施設入所者は除く
- 新規で手帳を取得された65歳以上の方、3か月越えの長期入院者は除く

〈支給月〉 4月、8月、12月

配食サービス

在宅で生活している重度の障がいがある方に対して、夕食の配達費を助成します。

〈助成額〉 配達にかかる費用に相当する額（弁当代は自己負担）

○重度の身体障がい者のみの世帯又はこれに準する世帯であって障がい・傷病等の理由により買い物又は食事の調理が困難な方

住宅改修費の補助

※介護保険優先

重度の身体障がいがある方の居室、浴室、トイレ等を使用しやすくするために改修する場合、費用の一部を補助します。

〈補助額〉 市民税非課税世帯 60万円以内

市民税課税世帯 30万円以内

○身体障害者手帳 1～3級の

下肢・体幹・視覚障がいの方がいる家庭

○1度限りの補助となります。（補助額に満たない場合も）

○障がいによっては対象とならない場合があります。

後期高齢者福祉医療費助成制度

65歳以上の心身に障がいのある方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を市が助成する制度です。

後期高齢者福祉医療費受給者証を交付します。

◎後期高齢者医療制度の被保険者で以下の要件に該当する方

○身体障害者手帳 1～3級

（腎臓機能障がいは4級、進行性筋萎縮症は4～6級も対象）

○療育手帳 A 判定または B 判定

○自閉症状群と診断されている方

○精神障害者保健福祉手帳 1～2級の方

○精神障害者保健福祉手帳 3級で市町村民税非課税の方

●生活保護等の受給者は除きます。

【問い合わせ】 保険医療課 TEL: 45-6230



障がい者医療費助成制度

65歳未満で一定の障がいがある方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を市が助成する制度です。

障がい者医療費受給者証を発行します。

精神科の通院医療費助成は、自立支援医療（精神通院）を優先します。

○身体障害者手帳 1～3 級の方

（腎臓機能障がい4級、進行性筋萎縮症は4～6級 対象）

※65歳以上75歳未満も対象になるが、3級以上に等級変更の場合、医療費助成を受けるため後期高齢者制度の加入が必要です。

○療育手帳 A 判定または B 判定の方

○自閉症状群と診断されている方

○精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の方

○精神障害者保健福祉手帳 3 級で市町村民税非課税の方

●生活保護受給者は除きます。

●上記のうち、身体障害者手帳4級以下、療育 B 判定、自閉症状群、精神障害者保健福祉手帳3級の方は75歳未満まで対象。

【問い合わせ】 保険医療課 TEL: 45-6230

◎手帳をお持ちの方が利用できます。

心身障がい者扶助料（市の制度）

身体障がい 1～3 級 療育手帳 精神障がい 1 級 要介護 4, 5 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者手当 ・ 経過的福祉手当 ・ 障害児福祉手当 上記の受給者の方 精神障がい 2 級	身体障がい 4～6 級 精神障がい 3 級
月額 6,500 円	月額 4,300 円	月額 3,400 円

◎大府市に住民票があり、居住している場合に申請できます。

◎申請した月の翌月から支給します。

●以下の施設入所者は除く

- ・ 障がい者施設、障がい児施設
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 市外の有料老人ホームやグループホーム

●特別疾患患者扶助料の併給はできません。

〈支給月〉 3月、9月

ふれあいバス（大府市循環バス）

大府市内を循環しているふれあいバスに無料で乗車できます。

〈対象〉 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を
お持ちの方およびその介助者

○障がい者手帳またはミライロID を運転手に提示してください。

【問い合わせ】 都市政策課 TEL:45-6221

ミライロID とは・・・？

カバンや財布から取り出していた障害者手帳を
スマホで提示できるアプリです。

飲食店やレジャー施設などでお得に使える電子クーポンも
提供しています。

アプリのダウンロードは、右記 QR コードから出来ます。



障害者総合支援法の自立支援給付に基づき、国で定められているサービスです。

居宅介護	ヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴、掃除や洗濯、通院の介助をします。
同行援護	視覚障がいにより、移動に困難が生じる方に外出時にヘルパーが同行し、視覚的情報の支援や移動の援護を行います。
生活介護	常に介護が必要な人に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
施設入所支援	施設で暮らす方に対して、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上に必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に就労の機会や生産活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した人に就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自立生活援助	1人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応より必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
<p>〈対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ○自立支援医療（精神通院）をお持ちの方 ○難病患者の方 等 <p>○所得に応じた自己負担があります（ただし上限は1割となります）</p>	

日中一時支援

障害者総合支援法の地域生活支援事業に定められている市の事業です。障がい者施設等において日中の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練等をします。

●所得に応じた自己負担があります。(ただし上限は1割です。)

◎障がいのお持ちの方

相談支援事業所で利用量や利用計画の相談をします。

申請書を市役所へ提出➡支給決定後に受給者証が発行されます。

NHK 受信料の免除

障がいをお持ちの方のNHK受信料が軽減または免除されます。

○全額免除

障害者手帳をお持ちの方で、世帯全員が非課税世帯であること。

○半額免除 ※以下の条件に当てはまる方が、世帯主かつ契約者
であること

- ・視覚障がいまたは聴覚障がい
で身体障害者手帳をお持ちの方
- ・1、2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・〈持ち物〉印鑑・障がい者手帳

補装具費の支給

障害者総合支援法の自立支援給付に基づく国の制度です。

身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具にかかる費用を支給します。(治療用装具は対象外です。)

●所得に応じた自己負担があります。(ただし上限は1割です。)

●所得割が46万円以上の場合、支給対象外となります。

視覚障害者安全つえ(白杖)、義眼、眼鏡、車いす 等

◎身体障害者手帳をお持ちの方

◎難病の方

●項目ごとに支給条件が異なります。

18歳以上の方は原則、愛知県の判定が必要になります。

購入前の申請が必要です。

詳しくは、高齢障がい支援課までお問い合わせください。



日常生活用具の給付

障害者総合支援法の地域生活支援事業に定められている市の制度です。障がいのある方等（難病患者含む）が自立で日常生活が営めるよう生活用具を給付します。

●所得に応じた自己負担があります。（ただし上限は1割です。）

●所得割が46万円以上の場合、支給対象外となります。

拡大読書器、活字読み上げ装置、視覚障害者用時計 等

●項目ごとに給付対象者、条件が異なります。

給付項目に応じて必要書類が異なります。

有料道路通行料金の割引

自動車を保有していない又は、事前登録された車がやむを得ず使用できない場合は事前登録していない自動車も割引の対象です。

○身体障害者手帳をお持ちの方

- ・第1種の方：登録している車に乗っている場合
- ・第2種の方：登録している車を運転している場合

○療育手帳 A 判定の方

〈持ち物〉障がい者手帳、車検証（原本）、運転免許証

本人名義のETCカード、ETCセットアップ証明書（原本）

自動車運転免許取得費の助成

就労・通院・通学等のために普通自動車免許を取得した場合に、取得費を助成します。

○身体障害者手帳をお持ちの方

〈助成額〉 取得にかかる費用の3分の2に相当する額
(上限限度10万円)

●免許取得後、6か月以内に申請した場合に限ります。

自立支援医療（更生医療）

18歳以上で身体に障がいをお持ちの方が手術等の処置（又はこれらの処置を行うのにかかる費用）及びこれに付随する医療を給付する制度です。

●受診する方が属する世帯の市民税課税状況又は受診される方の収入に応じて自己負担がかかります。

白内障手術、角膜移植術、網膜はく離術 等

●必ず手術を受ける前に申請してください。

●指定を受けている医療機関（薬局）で手術等の処置を受けた場合のみに適用されます。

地域活動支援センターおおぶ

TEL:45-5820

FAX:44-9898

大府市半月町三丁目293番地

※北崎町に2カ所目の地域活動支援センターが開所。(令和6年5月～)
月～金曜日(祝日除く)及び毎月第1・第2土曜日の9時～17時
申込み不要で利用できます。

障害者総合支援法の地域生活支援事業に定められている市の事業です。

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するためのフ
リースペースです。過ごし方は自由です。

日によって「わいわいランチ」や手芸、パン作り等のプログラムがあり
ます。

○障がいをお持ちの方(難病患者含む)

○ひきこもりの方

○発達障がい方、およびその疑いのある方

利用料は無料です。

プログラムの参加内容によって参加費が必要です。

●地域活動支援センターおおぶ へご連絡ください。

市外の地域活動支援センター（個別給付）

障がい特性に応じた活動の機会や社会に適応するための訓練等を提供します。地域活動支援センター給付支援事業受給者証を利用し、大府市の登録を受けた地域活動支援センターへ通所することができます。

◎高次脳機能障がい、視覚障がいの方で
機能訓練等を必要とする方

〈その他〉所得に応じた自己負担があります。

（上限額は1割となります。）

〈お問い合わせ〉 高齢障がい支援課 TEL:85-3558



◎ 1～4級の方が利用できます。

自動車税及び自動車取得税の減免制度

障がい者が所有している自動車に対して、自動車税種別割及び自動車税環境性能割を減免します。

○障がいの種別・等級で異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

自動車税種別割について

- ・ 知多県税事務所 ([TEL:0569-89-8176](tel:0569-89-8176))
- ・ 軽自動車についての手続きは、税務課で出来ます。

自動車税環境性能割について

名古屋市東部県税事務所資料管理課 ([TEL:052-953-7865](tel:052-953-7865))

生計同一証明書や常時介護証明書 発行場所

身体障害者手帳・療育手帳 高齢障がい支援課

精神障害者保健福祉手帳 知多保健所 ([TEL:32-6211](tel:32-6211))

